

平塚管工事業協同組合準組合員規程

(目 的)

第1条 この規程は、本組合が行う管工事に関する事業に参加する準組合員について、必要な事項を定めるものである。

準組合員は、正組合員と協調して組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資 格)

第2条 準組合員は、定款8条に規定する資格を満たす事業者とし、本組合の趣旨に賛同し、組合事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

(準組合員に対する事業)

第3条 本組合は、第1条の目的を達成するため、準組合員に対し、次の事業を行う。

(1) 定款第7条第1項第2号から第6号に掲げる事業

(2) その他組合の事業活動の推進に必要な事業

2 準組合員による上記第1項第1号の事業の利用については、中小企業等組合法第9条の2第3項に規定される制限（組合員の利用分量の総額の100分の20）を超えて行うことはできないものとする。

ただし、やむを得ない事由がある場合には理事会により諾否を決する。

(加 入)

第4条 準組合員たる資格を有する者は、所定の加入申込書により申し込みを行い、本組合の承諾を得たのち、賦課金の納入を行うことで加入するものとする。

2 前項の諾否は、理事会において決する。

(経費の賦課)

第5条 準組合員は、下記の経費を納入するものとする。

加入金 200,000円

加入事務手数料 別途理事会で定める

賦課金 月額 13,000円

(脱 退)

第6条 準組合員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に届出て脱退するものとする。

(除 名)

第7条 本組合は、次の各号の一に該当する準組合員を除名することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした準組合員
- (2) 賦課金の納入を怠った準組合員
- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした準組合員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした準組合員

(その他)

第8条 準組合員について本規程に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

付則 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

但し書：

1. 準組合員は、事業に要する資材の共同購買は出来ない。
2. 準組合員には、組合財産権は無い。
3. 準組合員は、議決権はないものの総会に参加できるものとする。